

指名停止措置等について

平成26年1月16日から平成26年7月16日までの間に行った指名停止措置については、以下のとおりである。

1 指名停止理由別一覧

理 由	件数	業者数
1 贈賄		
2 契約に関する違法行為	2	2
3 契約履行成績不良等		
4 契約履行上の事故		
5 契約違反		
6 営業不振		
7 虚偽記載および虚偽申請		
8 不誠実な行為	1	1
9 その他不正な行為	1	1
計	4	4

2 指名停止一覧(平成26年1月16日～平成26年7月16日)

No.	商号または名称	指名停止期間	指名停止理由	区分	種別
1	豊建設工業株式会社 東京支店	平成26年3月27日から 平成26年9月26日まで (6か月)	建設業法違反により、国土交通省九州地方整備局長から営業停止処分を受けたため。	区内	工事
2	社会福祉法人 桜雲会	平成26年4月2日から 平成27年4月1日まで (12か月)	見積もり合せによる契約決定後、正当な理由なく契約を締結しなため。	区外	物品
3	株式会社中野技術 関東支店	平成26年5月14日から 平成27年5月13日まで (12か月)	入札において落札し、契約を締結したにも関わらず、契約解除の申出があり、当該契約を解除することとなったため。	区内	工事
4	日通商事株式会社 東京支店	平成26年6月19日から 平成26年12月18日まで (6か月)	平成26年6月19日付で公正取引委員会より独占禁止法違反行為を行っていた(独占禁止法第3条違反)として排除措置命令および課徴金納付命令を受けたため。	区外	物品

3 入札参加除外措置一覧(平成26年1月16日～平成26年7月16日)

1	成和建設株式会社	平成26年7月15日から 平成27年7月14日まで (12か月)	警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課長から、会長が暴力団員と社会的に非難される関係を有していることによる排除要請を受けたため。	区外	工事
---	----------	----------------------------------	--	----	----